

第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託仕様書

1 業務名 第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務

2 業務の目的

名護市における中小企業・小規模企業は、各産業において地域に密着した存在として、地域の活性化や雇用の確保・創出に大きく貢献し、市民生活の安定と向上、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

一方で、経済のグローバル化、少子超高齢社会の到来、インターネット取引の増加、就業形態の変化などにより、経済的、社会的環境は大きく変化している。特に令和2年度においては、企業活動においても新型コロナウイルス感染拡大防止対策の充実が求められており、中小企業・小規模企業の多くが経営資金の調達や人材確保、新たな設備投資やビジネスモデルの構築など、様々な場面において厳しい状況におかれている。

本市では、中小企業・小規模企業を地域経済の重要な役割を担っているとの認識に基づき、平成25年度に「名護市中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定、平成26年度に「名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン」を策定し、地域経済の再生と雇用の創出に向けて取り組んできた。しかし、計画策定から5年が経過していることから、改めて昨今の社会環境の変化を踏まえ、中小企業・小規模企業に係る基本的な方針、具体的な施策などをとりまとめた第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン（以下、「振興ビジョン」という。）を策定する。

3 事業計画期間

令和4年度から令和8年度

4 履行期間

契約締結の日から令和4年3月11日

5 業務内容

(1) 中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢

中小企業白書等を活用し、中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢や国の政策の動向等について整理をする。

(2) 地域及び産業の現状整理

国勢調査や経済センサス等の既存の統計調査を活用し、本市における人口動向や中小企業・小規模企業の現状等について整理する。

(3) 現振興ビジョンの点検・評価

平成26年度に策定した振興ビジョンに位置づけられている施策の取り組みや進捗状況を把握し、次期振興ビジョンの策定に向けて評価を行う。

(4) 市内企業等の実態及び意向の把握

①関係団体・組合等ヒアリング調査の実施

市内に拠点を置く、生産者組合や関係団体等（10団体程度）へのヒアリング調査を実施し、本市における中小企業・小規模企業の実情や課題について整理をする。

②企業向けアンケート調査の実施

中小企業・小規模企業の現状把握のために市内企業向けにアンケート調査を実施する（2,500事業所程度）。

(5) 本市における中小企業・小規模企業が抱える現状と課題

(1)～(4)を踏まえ、本市における中小企業・小規模企業が抱える現状と課題について整理する。

(6) 中小企業・小規模企業の振興の基本理念

(1)～(5)を踏まえて、本市における中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念及び基本目標の設定を行う。

(7) 中小企業・小規模企業の振興に向けた具体施策

(6)で位置づけた基本理念及び基本目標を達成するための具体的な施策の整理を行う。

(8) 目標指標の設定及び推進体制の構築

①目標指標の設定

(7)で位置づけた具体施策の達成状況を検証するため、目標指標の設定を行う。

②推進体制の構築

本振興ビジョンの推進体制の構築を図るため、所管課及び商工会の職員の連携構築に向けたワークショップの開催を行うとともに、振興ビジョン策定後の推進体制について整理を行う。

(9) 策定委員会等の運営支援

必要に応じて開催される策定委員会等の会議及び意見交換会に出席するとともに、運営にあたって次の業務を支援する（策定委員会3回、推進体制構築に向けたワークショップの2回を想定）。

ア 会議資料の作成支援及び関連資料の作成支援

イ 会議における上記資料等の解説支援

ウ 会議録等の作成支援

エ 上記のほか、会議の運営に必要な事項

※策定委員会等には庁内職員以外の委員を3名程度含める。

6 書類の提出

(1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、主任技術者通知書

(2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

7 成果品

(1) 振興ビジョン冊子：A4版（100頁程度） 100部

(2) 上記成果物に係る電子媒体（CD） 2部

(3) その他業務上作成した資料の電子媒体（CD） 2部

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な知識と経験を有する専任の担当者を配置すること。
- (2) 受託者専任後、本市と協議のうえ業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し、契約締結を行う。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、関係法令及び通達等を遵守すること。
- (4) 本業務の全部若しくは一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個人情報や直接取り扱う業務を除き、事前に書面による協議を行い名護市の承諾を得た場合は、その限りではない。
- (5) 受託者は、業務上知りえた個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。
- (6) 受託者は委託業務の処理上知り得た個人情報の取り扱いについて、名護市個人情報保護条例（平成13年条例第28号）第11条、第47条及び第48条の規定に従うものとする。
- (7) 本業務で取得したすべての財産は、本市へ帰属する。
- (8) 本業務の実施により生じたすべての著作権は、本市に帰属するものとし、業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は、受託者の負担とする。
- (10) 仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、別途協議する。